

2020年3月30日

嘉手納町まち・ひと・しごと創生総合戦略期間延長について

嘉手納町まち・ひと・しごと創生 総合戦略庁内推進委員会において、以下のとおり決定した。

○嘉手納町まち・ひと・しごと創生総合戦略期間延長及び次期総合戦略策定について

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、平成27年度からの5年間の「総合戦略」が策定された。

市町村においては国・県が定める「総合戦略」を勘案した同戦略を策定するよう努めるものとされていることから、嘉手納町では、嘉手納町人口ビジョンの将来展望を踏まえ、目標や施策の基本的方向、具体的な施策等、成果目標を設定した「嘉手納町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年3月に策定している。

「嘉手納町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は2019年度までを対象期間としていることから、2020年4月からはこれを継承した次期総合戦略を策定する必要があるが、地方版総合戦略の策定には、国・県の総合戦略を十分に勘案することとなっている。国の総合戦略は2019年12月、県は2020年3月の策定を予定していることから、次期総合戦略は、国・県の総合戦略を十分に勘案するため、令和2年度より策定作業を開始することが望ましいと考える。

そのため、既存計画の期間を1年間延長し、新たな計画期間を平成27年度（2015年）から令和2年度（2020年）とし、計画期間を延長したことにより、次期総合戦略の策定作業をより効果的・合理的に進め、第1期総合戦略の徹底検証を行い、より質の高い次期総合戦略の策定を行うものとする。

なお、計画の延長にあたり、既存計画の数値目標、施策（事業）について再設定は行わず、既に目標値を達成している事業については、更なる成果の向上に取り組み、達成していない事業については、目標達成に向けて引き続き取り組みを推進することとする。